



ご遺族のかたへ（ご案内）



ご遺族の皆様に謹んでお悔やみ申し上げます。

お亡くなりになられた方が次の事項に該当する場合は、以下の手続きが必要になります。

	対 象	確 認	届出をする場所	連絡先	備 考（必要なもの等）
住 民 登 録	世帯主が亡くなった 世帯 * 単身・2人世帯除く	<input type="checkbox"/>	・1号館1階④番窓口 市民課 ・市内各出張所	☎484 -6121	新たな世帯主の届出が必要です。 ・本人確認できるもの (運転免許証・マイナンバーカード等)
	マイナンバーカード をお持ちだった	<input type="checkbox"/>	・1号館1階②番窓口 市民課 ・市内各出張所	☎484 -6122	暫くの間(1年程度)はご遺族様で保管いただき、相続手続き等終わりましたらご遺族様で破棄してください。
健 康 ・ 介 護	国民健康保険に加入 していた	<input type="checkbox"/>	・1号館1階⑥番窓口 健康保険課 (給付管理班) ・市内各出張所	☎484 -1783	① 被保険者証(※亡くなった方が世帯主であって、他に国保加入者がいる世帯については、世帯全員の被保険者証) 【葬祭費支給申請のため】 ② 喪主の印鑑・振込口座番号 ③ 会葬礼状又は葬儀の領収書の写し(喪主の氏名が記載されたもの)
	後期高齢者医療 に加入していた	<input type="checkbox"/>	・1号館1階⑥番窓口 健康保険課 (高齢者医療班) ・市内各出張所	☎484 -6136	① 被保険者証 【葬祭費支給申請のため】 ② 喪主の印鑑・振込口座番号 ③ 会葬礼状又は葬儀の領収書の写し(喪主の氏名が記載されたもの)
	介護保険に加入して いた	<input type="checkbox"/>	社会福祉センター1階 介護保険課 (介護資格保険料班)	☎484 -6187	介護保険被保険者証
年 金	国民年金(基礎年金) のみを受給していた 国民年金に加入して いた	<input type="checkbox"/>	1号館1階⑤番窓口 市民課(国民年金班)	☎484 -6126	市民課(国民年金班)又は ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165) 幕張年金事務所(☎043-212-8621) にお問合せください。
福 祉	障害者手帳をお持ち だった(身体・療育・精神)	<input type="checkbox"/>	社会福祉センター1階 障害福祉課	☎484 -6137	① 障害手帳 ② 印鑑
	重度心身障害者医療 費助成を受けていた	<input type="checkbox"/>			① 資格証明書 ② 印鑑 ③ 遺族代表の方の振込口座番号
	特別児童扶養手当を 受けていた	<input type="checkbox"/>			① 手当証書 ② 印鑑
学 校	小中学生のいる世帯	<input type="checkbox"/>	1号館4階 学務課	☎484 -6140	※就学援助の制度等詳細は担当課へお問合せください。

厚生年金の
かたはこちらへ

	対 象	確 認	届出をする場所	連絡先	備 考 (必要なもの等)
生活・相続	・児童手当、児童扶養手当を受けていた ・ひとり親家庭となった世帯(子どもが18歳以下)	□	2号館1階 こども家庭課	☎484 -6186	※詳細は担当課へお問合せください。
	原動機付自転車を所有していた	□	1号館2階 市民税課	☎484 -6223	①戸籍謄本等、相続関係がわかる書面(同一世帯の親族の方は不要) ②ナンバープレート(廃車する場合)
	上下水道の契約者が亡くなった世帯	□	佐倉市上下水道 お客様センター	☎486 -1555	新たな契約者が決まりましたら担当へご連絡ください。
	市税等の納付がお済みでない方	□	1号館2階 債権管理課	☎484 -6118	亡くなられた方に未納の市税等がある場合、相続人の方に納付していただく必要がございます。 ※詳細は担当課へお問合せください。
	亡くなった方が市内に固定資産を所有していた	□	1号館2階 資産税課	☎484 -6216	①相続人代表者指定届・固定資産現所有者申告書(固定資産未登記家屋所有者変更届) ②印鑑 ※3か月以内に固定資産の現所有者(相続人等)の申告が必要です。 ※処分や管理のご相談は、住宅課空き家相談窓口☎484-6168へお問合せください。
	森林の土地を所有していた	□	1号館6階農政課	☎484 -6141	新たな所有者を届出してください。 ※詳細は担当課へお問合せください。
	農地を所有していた	□	1号館6階 農業委員会事務局	☎484 -6285	新たな所有者を届出してください。 ※詳細は担当課へお問い合わせください。
金融機関預金手続き、 保険請求手続き、相続 税申告、相続登記等	□	千葉地方法務局 佐倉支局	☎484 -1222	各種相続手続きで必要な戸籍謄本一式の提出の省略が可能となる「法定相続情報証明制度」をご利用ください。(ただし、一部利用できない機関もあります)※詳しくは、法務局ホームページをご覧ください。最寄りの法務局又は専門家(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)へお問合せください。	

※その他 電気・ガス・電話等の公共料金や預貯金・生命保険等の手続きは、直接、その会社へお問合せください。

※市外局番は「043」です。

《死亡届による戸籍の記載完了時期について》

本籍地が佐倉市で、佐倉市に死亡届を提出した場合、戸籍ができあがるのはおおむね1週間後です。死亡届提出後2週間以内に除籍謄本等をご請求の場合は、戸籍の記載が完了したかどうかをご確認願います。